

# 令和元年度第4回浜松市環境審議会 次第

日時：令和2年2月10日（月） 9:00～10:30

会場：浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室

## 1 開会

## 2 議事

### 【審議事項】

①第2次浜松市環境基本計画（改定版）に係るパブリック・コメント  
実施結果及び計画の修正案について

資料1

②ごみ減量推進部会の設置について

資料2

## 3 閉会

（配布資料）

	委員名簿
	座席表
資料1-1	【案】パブリック・コメント実施結果
資料1-2	【修正案】第2次浜松市環境基本計画（改定版）
資料2-1	ごみ減量推進部会の設置について
資料2-2	【改正案】浜松市環境審議会規程

## 浜松市環境審議会委員名簿

(H31.4.1)

委員氏名	所属等
荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会
小名木 秀雄	浜松市自治会連合会
◎ 田中 浩之	横浜創英大学 こども教育学部
中村 美詠子	浜松医科大学 医学部
野中 正子	浜松市消費者団体連絡会
藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部
○ 藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部
松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会
水谷 洋一	静岡大学 地域創造教育センター
渡邊 記余子	浜松商工会議所

◎ : 会長  
○ : 副会長

# 令和元年度第4回浜松市環境審議会【席次表】

1 日時 令和2年2月10日（月）9：00～10：30

2 会場 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室

傍聴席	天竜環境事業所 鈴木所長	副会長 藤本 忠藏		欠席者			
	浜北環境事業所 鈴木所長				松浦 敏明	小名木 秀雄	荒巻 太枝子
	平和清掃事業所 齋藤所長				水谷 洋一	中村 美詠子	田中 浩之
	南清掃事業所 菅沼所長				渡邊 記余子	野中 正子	藤井 康幸
傍聴席 (報道)	廃棄物処理課 鈴木担当課長						
	廃棄物処理課 石原担当課長						

説明者	環境部 藤田次長	環境部 影山部長	環境部 藤田参与
-----	-------------	-------------	-------------

事務局	環境政策課 嶋野補佐	産業廃棄物 対策課 今井課長	ごみ減量 推進課 石岡課長	環境保全課 宮崎課長	廃棄物 処理課 苗村参事
-----	---------------	----------------------	---------------------	---------------	--------------------

—— 入口 ——



## 第2次浜松市環境基本計画(改定版)(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と  
その意見に対する市の考え方の公表



令和元年12月から令和2年1月にかけて実施しました第2次浜松市環境基本計画(改定版)(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等4名から7件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第2次浜松市環境基本計画(改定版)」を策定し、令和2年4月からの実施を予定しています。今後とも、環境行政に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和2年2月

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

TEL 053-453-6146

FAX 050-3606-4345

Eメールアドレス

[kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 募集結果

【実施時期】	令和元年12月16日から令和2年1月15日		
【意見提出者数】	4人		
【提出方法】	電子メール（1）FAX（1）説明会等（2）		
【意見数内訳】	7件 （提案 3件、要望 3件、質問 1件）		
【案に対する反映度】	案の修正 1件	今後の参考 2件	
	盛り込み済 1件	その他 3件	

## 目次

はじめに（意見数 0件）	
第1章 基本的事項（意見数 0件）	
第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化（意見数 1件）	2ページ
第3章 施策の進捗状況（意見数 1件）	2ページ
第4章 これからの環境施策の方針（意見数 3件）	2ページ
第5章 計画の推進及び進捗管理（意見数 0件）	
環境配慮指針（意見数 0件）	
付属資料（意見数 1件）	3ページ
その他（意見数 1件）	4ページ

## 1 第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化（1件）

質問 1	P8 「木質バイオマスサプライチェーン構築事業」とは何か。
---------	-------------------------------

### 【市の考え方】その他

本市の豊かな森林資源を活用し、エネルギーの地産地消システムの構築を目指す事業です。具体的には、市域の中山間地域から発生する未利用材等を活用したペレットやチップなどのバイオマス燃料を製造し、市内各所での小規模分散型バイオマス設備（発電機やボイラー等）によるエネルギー利用に至るまでの体制構築のため、関係者間の意識向上やネットワークづくりを目的としたセミナーやワークショップ、現場見学会等を実施しています。

## 2 第3章 施策の進捗状況（1件）

提案 1	P10-11 施策の進捗状況 施策の進捗状況の表の中に継続中の施策が257とあるが、これらはどれくらい進んでいるのか。全く進んでいないのか、あと少しまで来ているのか、難しいと思うがどこかに示せたら良い。
---------	--

### 【市の考え方】その他

各施策の具体的な進捗については、関連する計画・ビジョンや政策事業シートの中で状況把握を行っているため、本計画には個々の施策の進捗状況を記載しないこととします。

## 3 第4章 これからの環境施策の方針（3件）

要望 1	野焼きの禁止を徹底してほしい。（啓蒙・PR・その他で）周知を。
---------	---------------------------------

### 【市の考え方】盛り込み済

野焼きについては、付属資料のP付3 達成すべき目標 SDGs11 基本方針1 施策の方向性「有害化学物質等対策」に「野焼きの防止」として記載しています。悪臭や煙害等により近隣の方の生活環境に支障が生じている場合には、現場を確認し、必要に応じて指導を行うとともに、引き続き市HPや広報による周知・啓発に努めてまいります。

要望 2	P12 基本方針 資源を有効に活用する循環型都市の中で、一般廃棄物、特に雑がみと言われているごみの分別をもっと徹底した方がいいと思います。
---------	---

### 【市の考え方】今後の参考

もえるごみから雑がみの分別リサイクルを推進することはごみ減量のために有効であると考えています。

そのため、区役所・協働センターなどの公共施設へ雑がみ回収拠点を増設し、市民が雑がみを排出しやすい環境を整えていく予定です。

<b>提 案 2</b>	<p>P16 基本方針 2</p> <p>海洋プラスチックごみ問題に関して、最近問題になっているマイクロビーズやマイクロカプセルについて、情報も少なくまだ知らない人も多いと思うが、マイクロビーズや農薬、柔軟剤などに使用されているマイクロカプセルについても追記してはどうか。</p>
----------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

マイクロビーズは、海洋プラスチックごみ問題の一つとして国も対策に取り組んでいます。マイクロカプセルについては知見が不十分であり、具体的な対応を示していないことから、本計画では追記しないこととします。今後、具体的な方向性等が示されれば、各施策において対応を検討してまいります。

**4 付属資料（1件）**

<b>提 案 3</b>	<p>これだけの施策をやっていくためには、他部局と連携しなければいけない。環境部だけが一生懸命頑張っても成り立たない。横の関係で、どこが関係しているのか明示した方が責任感も生まれる。</p> <p>他の部局も連携してやっているところを見せていかないと、市民の協力はなかなか得られないのではないかな。</p>
----------------------	---

**【市の考え方】 案の修正**

ご指摘を踏まえ、付属資料に「浜松市環境基本計画関連部局一覧」を掲載し、付属資料の「施策の方向性一覧」に関連する部局略称を追記します。



(追加)  
 浜松市環境基本計画改定 関連部局 (一覧)

部局	部局略称	関連課
危機管理監	危機	危機管理課
企画調整部	企画	国際課
市民部	市民	市民生活課 創造都市・文化振興課 市民協働・地域政策課
健康福祉部	健福	健康増進課
環境部	環境	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課 廃棄物処理課 産業廃棄物対策課
産業部	産業	産業振興課 観光・シティプロモーション課 農業水産課 農業振興課 農地整備課 農地利用課 林業振興課 エネルギー政策課
都市整備部	都整	都市計画課 交通政策課 緑政課 公園課 土地政策課 住宅課 動物園
土木部	土木	道路企画課 道路保全課 河川課
上下水道部	上下水	上下水道総務課 水道工事課 浄水課 お客さまサービス課 下水道工事課
教育委員会	教委	教育総務課

5 その他 (1件)

<b>要望 3</b>	佐鳴湖でも浜名湖でもほとんどの問題でデータがない中での議論が多すぎます。データベースを構築し、その内容を踏まえた第3次浜松市環境基本計画が策定されることを熱望します。
-----------------	---

【市の考え方】その他

いただいたご意見は、第3次基本計画の策定時に参考とさせていただきます。



**【修正案】**  
第2次浜松市環境基本計画  
(改定版)

令和2年〇月



— 目 次 —

はじめに（環境の将来像）	1
<b>第1章 基本的事項</b>	
1.1 環境基本計画とは	2
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の対象地域	3
<b>第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化</b>	
2.1 持続可能な開発のための2030アジェンダ	4
2.2 パリ協定	5
2.3 海洋プラスチックごみ問題	6
2.4 地域循環共生圏	7
2.5 Society5.0	9
<b>第3章 施策の進捗状況</b>	
3.1 施策の進捗状況	10
3.2 これまでの評価	12
<b>第4章 これからの環境施策の方針</b>	
4.1 環境施策の方向性	14
4.2 総合方針	14
4.3 5つの基本方針	14
4.4 環境指標	20
<b>第5章 計画の推進及び進捗管理</b>	
5.1 計画の推進の基本的な考え方	21
5.2 主体別行動指針	21
5.3 計画の進捗管理の基本的な考え方	22
5.4 計画の推進及び進捗管理の体制	22
●環境配慮指針	23

— 付属資料 —

施策の方向性（一覧）	付1
関連部局（一覧）	付6

## はじめに

2015（平成 27）年度に現行の第 2 次浜松市環境基本計画を策定してから 5 年が経過しました。この間、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択やパリ協定の発効、国の第 5 次環境基本計画の策定など、社会情勢が大きく変化しています。そのため、現行計画の内容を確認したうえで、これらの状況へ対応する必要があります。

また、本計画の目標年度は、2024（令和 6）年度としていますが、社会情勢の変化に対応した計画とするため、中間年度である 2019（令和元）年度に見直しを行い「第 2 次浜松市環境基本計画【改定版】」を作成することとしました。

図表 第 2 次環境基本計画の期間



浜松市総合計画を踏まえ、2045（令和 27）年を見据えて、

**『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』**

を環境の将来像に掲げます。

本市において大気・水質などの生活の安全の確保、人や都市機能などの集約化、緑豊かな自然の保全・再生、エネルギーの地産地消による自給率の向上により、「誰もが安心してらせる住み心地よさ」を高めることで、多くの人々が住んでみたい、多くの企業が進出したい、都市としての良好なイメージを確立し、豊かな自然・人々の暮らし・都市の成長が調和した、未来へ「ツナグ」環境共生都市を目指します。

## 第1章 基本的事項

### 1.1 環境基本計画とは

環境基本計画は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条の規定に基づき「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めています。

今回の改定に関連する計画等で、第2次計画策定以降に策定・改定が行われたものについて図表1.1に示します。

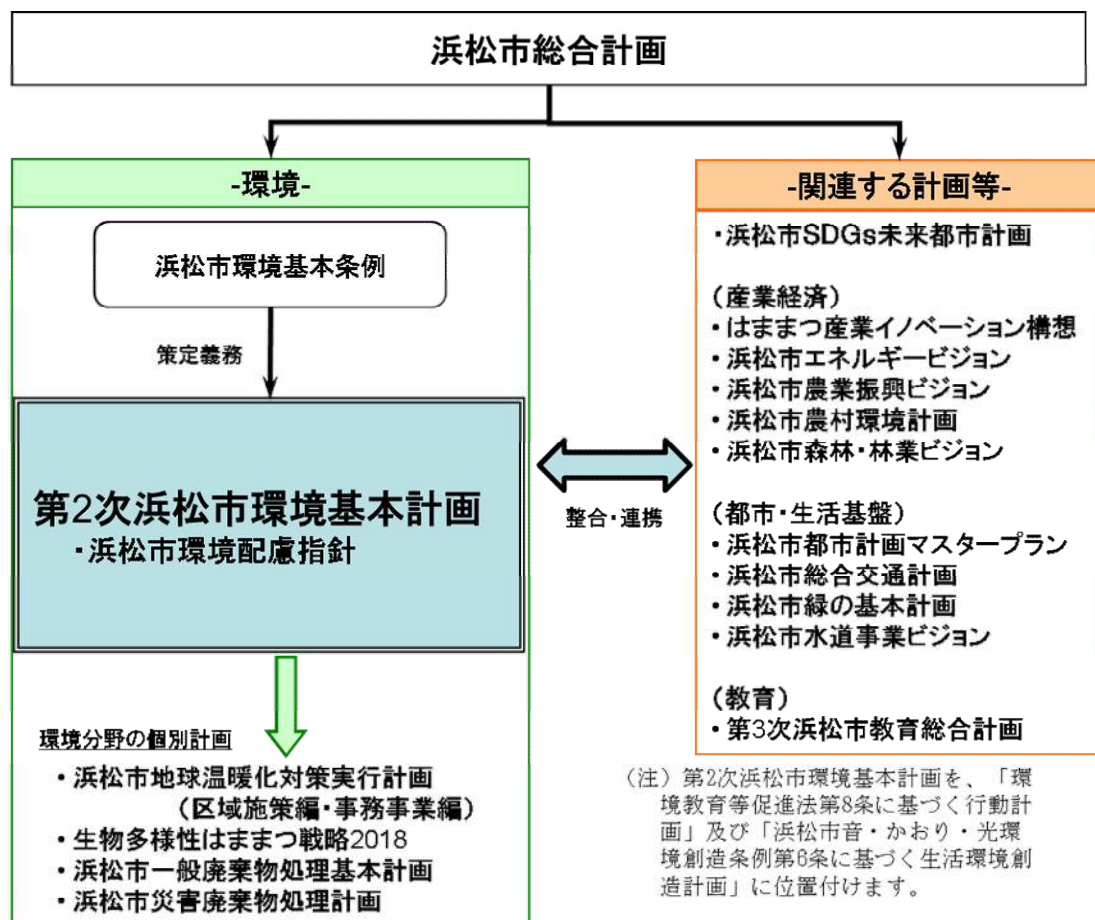
図表 1.1 環境基本計画関連年表（第2次計画策定以降）

年	月	国、県	浜松市
2015 (H27)	3		「第2次浜松市環境基本計画」策定 「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」改定
	9	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	
	12	「パリ協定」採択	
2016 (H28)	3	「第3次静岡県環境基本計画」改定	
	5	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	
	10		「浜松市環境影響評価条例」施行
2017 (H29)	3		「浜松市災害廃棄物処理計画」策定
	4		「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定
2018 (H30)	4	「第5次環境基本計画」閣議決定	「生物多様性はままつ戦略2018」策定
	6	「海岸漂着物処理推進法」改正	「浜松市SDGs未来都市計画」策定
		「第4次循環型社会形成推進基本計画」策定	
	12	「気候変動適応法」施行	
2019 (R1)	5	「プラスチック資源循環戦略」策定	
	10	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行	
2020 (R2)	3		「浜松市エネルギービジョン」改定(予定)
			「第2次浜松市環境基本計画(改定版)」策定(予定)

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画や、本市における行政の基本指針である「浜松市総合計画」をはじめ、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画などと連携を図っています。

図表 1.2 第2次環境基本計画の位置づけ



## 1.3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

## 第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化

本章では、第2次計画策定後の環境分野における社会情勢の変化について、その内容と本市としての取り組み状況を示します。

### 2.1 持続可能な開発のための2030アジェンダ

#### 2.1.1 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、2030（令和12）年までの国際開発目標のことをいいます。

MDGsでは、国連の専門家の主導により開発途上国の抱える課題を示し、8つのゴールと21のターゲットを設定しました。その結果、極度の貧困状態にある人口割合の半減などの多くの目標において前進が見られましたが、教育や衛生といった分野では未達成の目標も数多く残ってしまいました。また、各国・地域の状況に配慮せず、すべての国に同一の目標を設定していたため、アフリカ大陸のサハラ以南の一部地域においては目標達成が進まないといった課題が残されました。

これらの課題を解決し、持続可能な世界を達成するため、2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的かつ強くなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段を取ることを決意し、すべての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。

#### 2.1.2 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲット、232の指標のことをいいます。

SDGsは、すべての国に適用される普遍的な目標であり、その達成のために、すべての国の政府や市民、民間事業者といったすべてのステークホルダー<sup>1</sup>が積極的に取り組み推進していくものです。

17の目標のうち、環境に関連している目標について、達成に向けた施策を本計画にて推進していきます。

<sup>1</sup>利害関係者



図表 2.1.2 SDGs ロゴ



### 2.1.3 本市における取り組み（浜松市 SDGs 未来都市計画）

本市において官民を挙げて推進している「森林」「エネルギー」「多文化共生」に関する取り組みが、SDGs 推進に係る優れた取り組みとして評価され、2018（平成 30）年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されました。「浜松市 SDGs 未来都市計画」を策定し、「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」の設立をはじめとした、2030（令和 12）年のあるべき姿を達成するための取り組みを進めています。

## 2.2 パリ協定

### 2.2.1 産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に

世界の温室効果ガス排出削減については、1992（平成 4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締結国会議（COP）において議論が行われてきました。しかし、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設けていたため、先進国のみに削減義務が課されることとなっていました。その一方で開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出することとなり、有効な対策を取ることが難しくなりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして 2015（平成 27）年 12 月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての

国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

## 2.2.2 「緩和」と「適応」

気候変動対策は温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策（緩和）が中心でした。一方で、気温上昇による気候変動の影響はすでに現れており、パリ協定では中長期的に避けられない影響に対する対策（適応）の強化が盛り込まれました。

## 2.2.3 気候変動適応法の施行

日本では2018（平成30）年12月に気候変動適応法が施行され、ステークホルダーの役割の明確化、適応を推進するための計画や拠点などの確保、国と地方公共団体の連携（組織化）など、地域での適応の強化について規定されました。

## 2.2.4 本市における取り組み

緩和策に関する取り組みとして、本市域から排出される温室効果ガスの削減計画である「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を国の計画や目標値との整合を図るために2017（平成29）年4月に改定しました。

また、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」運動に本市も賛同し、エコドライブ推進事業や次世代自動車の普及促進事業、地元プロスポーツチームやスポーツイベント等を活用した、「COOL CHOICE」の普及啓発をオール浜松で行っています。

適応策に関する取り組みとしては、気候変動による影響のうち特に緊急性が高いとされる農林水産や水資源、自然災害、健康、生態系の各分野について、気候変動の影響の状況について情報収集に努めるとともに、市民に対する情報提供・注意喚起を行っています。

また、熱中症対策の啓発や近年発生頻度が増加している豪雨により懸念される土砂災害や水害への対応として、保安林や治山施設の整備、治水対策の強化などを進めています。

## 2.3 海洋プラスチックごみ問題

### 2.3.1 生態系を含めた海洋環境への影響

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がり、沿岸の環境、船舶の航行、観光・漁業などへの影響が確認されています。海洋ごみの中でもプラスチックは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、このままでは2050（令和32）年までに海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出・滞留すると予測されています。

海洋に漂流したプラスチックは自然に分解されにくく、長期間にわたり環境中にとどまります。また、波や紫外線により物理的に砕かれ、5mm以下の大きさとなった微小なプラスチック（マイクロプラスチック）は、有害化学物質を吸着しやすいと報告されています。

これらのプラスチックは、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系への影響が懸念されることから、実効的な対策が求められています。

### 2.3.2 プラスチック資源循環戦略

プラスチックごみによる環境汚染については、2019（令和元）年6月の国際的な会議（G20）でも取り上げられ、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加の汚染を無くすことを目標とする合意がなされました。

これに先立ち、国では、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を2019（令和元）年5月に策定しました。

戦略は、3R<sup>2</sup>+Renewable<sup>3</sup>（リデュース・リユース・リサイクル+再生可能資源への代替）を基本原則に、「プラスチック資源循環」「海洋プラスチック対策」「国際展開」「基盤整備」の重点戦略を展開することとしています。また、国民、企業、民間団体、地方公共団体、国等が連携協働して事業を推進します。

### 2.3.3 本市における取り組み

遠州灘や浜名湖では、多くの団体やボランティアが参加し、海岸の漂着ごみも含めて回収するクリーン作戦を長年実施しています。海洋プラスチックごみ問題の解決には、漂着ごみの回収とともに、プラスチックを海洋に流出させない取り組みが必要です。このプラスチックごみの発生抑制については、海岸美化活動やビーチ・マリンスポーツイベントの会場での環境保全PRなど、様々な場面において海洋プラスチックごみ問題の周知と啓発を行っています。また、環境学習講座での体験型学習や海洋ごみ問題を題材とした環境劇の開催など、広い世代でこの問題について理解を深めてもらうよう取り組んでいます。

こうした取り組みは、自治体や企業など、幅広い主体の連携協働を推進する、環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンを活用し、情報発信しています。

## 2.4 地域循環共生圏

### 2.4.1 地域循環共生圏とは

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である一方で、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うこと

<sup>2</sup> リデュース Reduce（発生抑制）、リユース Reuse（再使用）、リサイクル Recycle（再生利用）という循環型社会形成のための3つの言葉の英単語の頭文字

<sup>3</sup> リニューアブル Renewable（再生可能な）：ここでは、3Rに加えて「再生可能資源の推進」を意味する

が重要となっています。このことを踏まえ、国の第5次環境基本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方を示しました。これにより新たなバリューチェーン<sup>4</sup>を生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造することを目指しています。

本市においても、この考えを踏まえた取り組みを行っていく必要があります。

図表 2.4.1 地域循環共生圏概要（出典：環境省 第5次環境基本計画）



## 2.4.2 本市における取り組み

浜松版スマートシティ<sup>5</sup>の実現を目指すため、「株式会社浜松新電力」を官民連携により設立し、市内で発電した電力を地元へ供給しているほか、「平成31年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体（環境省）」において、浜松市が提案した「木質バイオマスサプライチェーン<sup>6</sup>構築事業」が選定され、本市の広大な森林地帯から発生する木質バイオマスを地域で活用する枠組みの構築を目指しています。

その他にも、2024（令和6）年度に天竜区内に稼働予定の新清掃工場では、余熱エネルギー等を利用した新産業や雇用の創出など、市域の活性化に資する事業の展開に取り組んでいきます。また、産学官が連携する「地域循環共生圏研究会」の下で、ごみ焼却で生じる熔融スラグ等を活用した地域循環共生圏の構築に向けた研究も進めていきます。

<sup>4</sup> 製品を作る最初の段階から消費者にサービスが届くまでの間の価値のつながり（変動）

<sup>5</sup> エネルギーに対する不安のない強靱で低炭素な社会（浜松市エネルギービジョン（令和2年3月））

<sup>6</sup> 製品を作る最初の段階から消費者にサービスが届くまでの活動の一連の連鎖

## 2.5 Society 5.0

### 2.5.1 Society 5.0とは

IoT<sup>7</sup>で全ての人とモノがつながることで様々な知識や情報が共有され、その情報を人工知能（AI）が解析することにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになります。この情報をロボットや自動走行車などの新しい技術と連携させることで様々な課題を克服していく社会のことを、目指すべき社会「Society 5.0」として国が提唱しています。

### 2.5.2 持続可能性を支える技術

AI や IoT 等を活用することで、工場等の運営の効率化や電力消費の自動制御などによる低炭素・省エネルギーを促進し、食料等の生産量と天候などを踏まえた需要との関係を解析することによる省資源化・ロスの削減を図るなど、様々な社会的課題・経済的課題を解決し持続可能な社会を目指すため、国内外で技術開発が進められています。

### 2.5.3 本市における取り組み

本市においても、チャットボット<sup>8</sup>等を用いた資源物回収サイトの整備など、AI や IoT 等の技術を活用した市民サービスの向上に向けた施策の検討を行っています。

図表 2.5.3 Society 5.0 イメージ図（出典：内閣府ホームページ）



<sup>7</sup> アイオーティー インターネット オブ シン グス  
IoT (Internet of Things) 「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み

<sup>8</sup> AI (人工知能) を活用した自動会話プログラム

### 第3章 施策の進捗状況

第2次計画の進捗状況や評価を浜松市環境基本条例第22条の規定に基づき設置する「浜松市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）へ毎年報告し、意見や提言をいただいています。本章では、本計画の冒頭で掲げた環境の将来像を実現するため、第2次計画で示した施策の進捗状況及びSDGsとの関連について示すとともに、第2次計画で示された5つの基本方針の5年間の進捗状況の評価を行います。

#### 3.1 施策の進捗状況

##### 3.1.1 施策の進捗状況

第2次計画で示された5つの基本方針に基づき実施する施策及び総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針に基づき実施する施策について、各施策のこれまでの進捗状況並びにSDGsとの関連について示します。

図表 3.1.1 施策の進捗状況

	施策の方向性	施策数	進捗状況	SDGsとの関連
【基本方針1】 健全な生活環境が保全される都市	大気汚染対策		継続中：10	
	水質保全対策	18	継続中：17 廃止：1	
	音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	4	継続中：4	
	騒音・振動・悪臭対策	13	継続中：13	
	土壌・地下水汚染の防止	14	継続中：14	
	有害化学物質などの対策の推進	10	継続中：9 廃止：1	
	合計	69	継続中：67 廃止：2	
【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市	一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	21	継続中：21	
	産業廃棄物対策の推進	11	継続中：11	
	バイオマスの活用	11	継続中：10 廃止：1	
	合計	43	継続中：42 廃止：1	

	施策の方向性	施策数	進捗状況	SDGsとの関連
【基本方針3】 賢くエネルギーを無駄なく 利用する都市	地球温暖化対策の計画的な推進	2	継続中：2	
	再生可能エネルギーなどの導入	8	継続中：8	
	省エネルギーの推進	21	達成：1 継続中：20	
	CO <sub>2</sub> 吸収源の確保	5	継続中：5	
	合計	36	達成：1 継続中：35	
【基本方針4】 多様な自然と人々のくらしが 共生する都市	生物多様性の保全	11	達成：1 継続中：10	
	森林・農地・緑地の保全	17	継続中：17	
	河川・湖沼・海岸の保全	8	達成：1 継続中：7	
	水やみどりに親しむ空間の創出	8	継続中：8	
	自然景観の保全と創造	1	継続中：1	
合計	45	達成：2 継続中：43		
【基本方針5】 環境活動を実践する人を育てる都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	20	継続中：20	
	「体験の機会の場」の整備と情報提供	2	継続中：2	
	職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	5	継続中：5	
	環境教育の場の整備や充実	4	継続中：4	
	環境情報の積極的な発信	5	継続中：5	
	国際的な視点での取り組み	5	継続中：5	
合計	41	継続中：41		
【総合的・横断的な 施策の方向性】	市民協働で実践する持続可能な環境活動	10	継続中：10	
	安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実	11	達成：2 継続中：9	
	環境イノベーションと地域経済の振興	10	継続中：10	
合計	31	達成：2 継続中：29		
	合計	265	達成：5 継続中：257 廃止：3	

## 3.2 これまでの評価

### 3.2.1 5年間の評価

第2次計画策定後5年間の5つの基本方針の進捗状況について、指標を基に評価を行います。

#### 3.2.1.1 基本方針1 健全な生活環境が保全される都市

大気環境については、6項目の大気汚染物質の常時監視を実施し、2014（平成26）年以降、光化学オキシダントを除く大気汚染物質は、市内の測定局において環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、全国1,200地点の測定局の中でも環境基準を達成するのが数地点となっており、達成が難しい状況です。

水質のBOD、CODの項目については、15の測定地点のうち、佐鳴湖の1地点のみ環境基準が未達成となっています。佐鳴湖は閉鎖性水域となっていることから、窒素・リン等の流入により富栄養化し、達成が難しい状況です。

#### 3.2.1.2 基本方針2 資源を有効に活用する循環型都市

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」に基づき実施した、一般廃棄物の適正処理やごみ減量・リサイクルなどの取り組みにより、事業系と家庭系を合わせた一人1日当たりの一般廃棄物排出量は減少傾向となっています。

資源物のリサイクルについては、びん、缶、プラスチック製容器包装等の資源物の分別収集や、資源物集団回収、みどりのリサイクルなどに取り組むことで全体としては増加傾向となっています。一方で、民間事業者による資源物回収拠点の増加により、市が行っている資源物の集団回収量は減少しています。

#### 3.2.1.3 基本方針3 エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

市域の温室効果ガス排出量について、5年間の推移では2024（令和6）年の目標値に向け順調に推移しています。

市の電力自給率についても、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー推進の施策により、順調に増加しています。

#### 3.2.1.4 基本方針4 多様な自然と人々のくらしが共生する都市

森林認証<sup>9</sup>取得面積については、目標に向け順調に増加していますが、森林認証が進んでいない地域があり、目標達成に向けての課題となっています。

緑地保全面積については、新たな緑地保全地域や風致地区、市民の森の指定が進んでい

<sup>9</sup> 全世界共通の原則に基づき森林を審査し、森林環境を適切に保全し、地域の社会的な利益にかない、経済的にも持続可能な森林管理を推進する国際認証制度



ないため、5年間ほぼ横ばいで推移しています。なお、目標値については「緑の基本計画」で見直しを行っています。

### 3.2.1.5 基本方針5 環境活動を実践する人を育てる都市

環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は、2016（平成28）年度までは順調に増加していましたが、2017（平成29）年に減少、2018（平成30）年は微増となっています。2017（平成29）年の減少の原因は、算出根拠としている市民アンケートの質問形式の変更によるものと想定され、5年間通じては増加しているものと推測されます。

環境学習指導者養成講座による人材養成人数は、目標に向けて順調に増加しています。

図表 3.2.1 環境指標の進捗状況

測定項目		達成状況		目標値	
		2013(平成25)年度	2018(平成30)年度	2024(令和6)年度	
<b>【基本方針1】 健全な生活環境が保全される都市</b>					
環境大気汚染に達成係状況	市内の一般大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準値を達成した地点数(測定地点数)	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	全地点で達成(6地点)	全地点で達成(4地点)	全地点で達成(4地点)
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	全地点で達成(10地点)	全地点で達成(10地点)	全地点で達成(10地点)
		一酸化炭素(CO)	全地点で達成(3地点)	全地点で達成(3地点)	全地点で達成(3地点)
		浮遊粒子状物質	全地点で達成(10地点)	全地点で達成(9地点)	全地点で達成(9地点)
		光化学オキシダント	達成地点無(10地点)	達成地点無(9地点)	全地点で達成(9地点)
		微小粒子状物質(PM2.5)	達成地点無(4地点)	全地点で達成(9地点)	全地点で達成(9地点)
環境水質汚濁に達成係状況	公共用水域における生活環境の保全に関する、環境基準を達成した測定地点数(測定地点数)	河川(BOD) ※生物化学的酸素要求量	全地点で達成(7地点)	全地点で達成(7地点)	全地点で達成(7地点)
		湖沼(COD) ※化学的酸素要求量	達成地点無(2地点)	1地点で達成(2地点中)	1地点で達成(2地点中)
		海域(COD)	全地点で達成(6地点)	全地点で達成(6地点)	全地点で達成(6地点)
<b>【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市</b>					
1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ※本市人口により1日当たりの一般廃棄物排出量を算出		898g	879g	851g	
リサイクル率 ※(資源物量+再資源化量)÷総排出量		22%	19%	30%	
<b>【基本方針3】 エネルギーを無駄なく賢く利用する都市</b>					
市域の温室効果ガス排出量の削減目標		基準年排出量 5,795千t-CO <sub>2</sub>	2016(平成28)年度 排出量:4,928千t-CO <sub>2</sub> 削減量:867千t-CO <sub>2</sub> 基準年度比 15%削減	排出量:4,682千t-CO <sub>2</sub> 削減量:1,113千t-CO <sub>2</sub> 基準年度比 19%削減	
電力自給率 ※市内に立地する再生可能エネルギー等の発電量/市内の総電力使用量		7%	15%	18%	
<b>【基本方針4】 多様な自然と人々のくらしが共生する都市</b>					
森林認証取得面積		42,174ha	45,270ha	48,000ha	
緑地保全面積 ※主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地の面積		1,374ha	1,374ha	2029(令和11)年度 3,931ha	
<b>【基本方針5】 環境活動を実践する人を育てる都市</b>					
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民アンケートによる、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合		2014(平成26)年度 55%	47%	67%	
環境学習指導者養成講座修了者 ※累計人数		16人	56人	100人	

## 第4章 これからの環境施策の方針

本章では、第2次計画で定めた方針について、第2章に記載した環境分野の社会情勢の変化や第3章での施策の達成状況を踏まえ、目標年度に向けた施策の方向性を示します。

### 4.1 環境施策の方向性

第2次計画で定められた方針・施策については、この5年間でおおむね順調に進められてきていますが、ごみ減量・資源化の推進や緑地の保全に関する指標で進捗が遅れており、さらなる普及啓発や緑地の整備が必要となっています。

改定版においては、これらのことに加え、SDGs や国の第5次環境基本計画、世界規模で課題となっている地球温暖化による気候変動の影響や海洋プラスチックによる海洋生態系への影響についての対応などを反映した総合方針を定め、その総合方針を達成するための方針として新たな5つの基本方針を示します。

### 4.2 総合方針

浜松市総合計画に掲げられている環境分野の基本政策である「環境と共生した持続可能な社会の実現」について、これまでの方針に加え、国の第5次環境基本計画で示されている地域循環共生圏の考え方や、SDGs の理念を踏まえて施策を推進していく必要があります。持続可能な社会を構築するためには、市内の各々の地域が地域の特性を活かしながら環境・社会・経済を向上させるための取組みを推進し、地域ごとにそれぞれ異なる資源を活用・補完し、広域的なネットワークを構築して行く必要があるため、このことを踏まえ、本市の環境行政の総合方針を

**「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造」**

と掲げます。

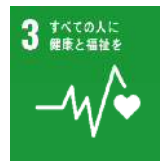
### 4.3 5つの基本方針

SDGs の17のゴールを達成するために環境分野で取り組むべき目標について、目標の達成に必要な方針として新たな5つの基本方針を示します。

各方針ごとの施策の方向性については「施策の方向性（一覧）（付属資料）」に記載し、本編では主な施策の方向性のみ掲載します。

## 基本方針 1

### 健康で安全な生活環境を保全する都市



市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの防止や有害化学物質対策を推進することで、健康で安全な生活環境を創造・保全する都市を目指します。

#### 【主な施策の方向性】

##### (1) 大気汚染対策

- ・大気汚染については、大気の常時監視や事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じるおそれがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知を行います。

##### (2) 水質保全対策

- ・水質汚濁については、公共用水域の常時監視や特定事業場への立入検査などを引き続き実施し、水質の保全を図ります。
- ・閉鎖性水域である浜名湖・佐鳴湖については、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策、肥料の適正使用や流出防止といった面源負荷対策などの水質浄化対策を進めます。また、佐鳴湖地域協議会<sup>10</sup>で策定した計画に基づく取り組みを実施します。
- ・河川の着色対策については、地域代表、事業者及び行政の3者協力により、着色排水の削減、脱色技術の検討、着色度の監視などを行い、着色の改善を推進します。

##### (3) 有害化学物質等対策

- ・アスベストの飛散防止については、解体工事現場への立入検査を強化し、解体工事現場におけるアスベストの飛散による健康被害の防止に取り組みます。
- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、保管事業者に対し適切な指導を行うことで、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき定められた処理期限までに確実に処理を完了します。

<sup>10</sup> 佐鳴湖の総合的な水環境の向上を推進するために、学識者、地域代表、行政により組織された協議会

## 基本方針 2

### 資源を有効に活用する循環型都市



ごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減、産業廃棄物の適正処理に取り組むとともに、海洋プラスチックごみ対策を視野に入れ、プラスチック製品の利用抑制や適正処理によるプラスチックの資源循環を推進し、資源を有効に活用する循環型都市を目指します。

#### 【主な施策の方向性】

##### (1) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者へ3Rの取り組みを促すとともに、食品ロス削減施策を実施することで、ごみの減量と資源化を推進します。
- ・ごみ減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働で生活環境の保全に取り組めます。
- ・安定的なごみ処理と資源化を行うため、効率的なごみ処理体制を構築します。
- ・大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

##### (2) 産業廃棄物対策

- ・産業廃棄物の多量排出事業者や処理業者に対し、引き続き減量化や再生利用の取り組みを要請します。
- ・排出事業者に対し、立入指導や啓発活動等を行い不適正処理や不法投棄の防止を推進します。

##### (3) バイオマスの活用

- ・地域材など豊富なポテンシャルを有するバイオマスの利活用を推進し、エネルギーの地産地消及びエネルギー自給率の向上を図ります。
- ・原料調達から燃料製造、需要先に至るまでのサプライチェーンの構築を進め、未利用間伐材等の木質バイオマスの活用を推進します。

##### (4) 海洋プラスチックごみ対策

- ・レジ袋などのプラスチック製品の利用抑制やペットボトルなどの資源物の正しい分別について啓発を行い、プラスチックごみの排出抑制を推進します。
- ・遠州灘海岸等でのクリーン作戦を行いプラスチックごみの海洋流出を防止するとともに、流出により生じる海洋汚染などの問題について、市民への啓発を行います。

## 基本方針 3

### 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市



温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進し、気候変動や災害に強いまちづくりを推進するとともに、再生可能エネルギーの適正な導入・活用やエネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、気候変動に適応し、エネルギーを効率的に利用する都市を目指します。

#### 【主な施策の方向性】

##### （１）再生可能エネルギーなどの導入

- ・安心・安全で安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進します。

##### （２）地球温暖化対策の計画的な推進

- ・事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減のため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進の施策を両輪として、ハードとソフトの両面から対策を推進します。
- ・市民、事業者、市が一体となって一層の省エネルギーに取り組む必要があるため、省エネ製品・設備の導入や省エネ改修、施設の適正な運用管理などにより、省エネルギーを推進します。
- ・家庭から排出される温室効果ガス排出量の削減のため、環境に配慮した住宅などの普及促進を行います。
- ・都市機能を集積した拠点の形成と拠点間の公共交通ネットワークの確保、沿線への居住の集約により、過度に自家用車へ依存しない、低炭素な都市を目指します。

##### （３）CO<sub>2</sub>吸収源の確保

- ・林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業等の社会貢献と森林保全の連携により、CO<sub>2</sub>吸収源としての森林を確保します。

##### （４）気候変動に対する適応

- ・豪雨時の治水対策や熱中症対策などの気候変動に伴う影響への対応策の検討を進めるとともに、適応策について理解を深めてもらうよう普及・啓発を行います。

## 基本方針 4

### 多様な環境と人々の暮らしが共存する都市



国土縮図型と呼ばれている本市の広大な市域に存在する豊かな自然環境や生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、環境と人々の暮らしが共存する都市を目指します。

#### 【主な施策の方向性】

##### (1) 生物多様性の保全

- ・本市の豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくため、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全を行います。
- ・特定外来生物対策を推進するため、防除実施計画に沿って、特定外来生物の効果的・継続的な防除及び、市民協働による対策を進めます。
- ・市民、市民団体、事業者、専門家などの各主体が連携して、生物多様性に対する関心の高い市民や地域の自然環境を支えていくための人材を育成します。

##### (2) 森林・農地・緑地の保全

- ・「持続可能な森林経営・管理」により、災害防止や地球温暖化防止などの森林の公益的機能の維持増進や生態系の保全を推進します。
- ・生産地と消費地が共存する本市の特性を活かし、中山間地と都市部との市民交流や、次世代を担う子供たちに対する森林環境教育の充実などにより、市民一人ひとりの森林への理解を深めるための施策を推進します。
- ・個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するため、多様な生物の生息・生育場所となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成していきます。

##### (3) 地域資源の持続可能な活用による産業の振興

- ・「FSC 森林認証」を取得した木材製品の積極的な活用・普及啓発による「天竜材」のブランド化を進めます。

## 基本方針 5

### 環境活動を実践する人が育つ都市



市民・事業者が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくるため、防災や健康福祉、消費生活、まちづくりなどの分野と幅広く連携を取り、市民に環境情報の発信を行うとともに、環境教育の担い手の育成を図り、環境活動を実践する人が育つ都市を目指します。

#### 【主な施策の方向性】

##### (1) 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- ・体験学習に重点を置く取り組みや幅広い実践的人材づくりを行うとともに、市民団体や事業者など、各主体と協働した取り組みを促進します。
- ・本市の地域特性・自然特性を活かし、幼児から大人まで発達段階に応じた系統的な浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム<sup>11</sup>」の学校教育や地域の学習会での活用を促進します。
- ・エシカル消費<sup>12</sup>などの多分野の視点を取り入れた環境教育を推進することで、持続可能な社会の創造を目指します。
- ・多分野の視点から物事をとらえ、多様な課題を解決し持続可能な社会を創造する人材を育むため、ESD<sup>13</sup>を推進します。

##### (2) 環境情報の積極的な発信

- ・環境教育の取り組みや、環境学習会や環境活動の情報について、SNSなどのツールを活用し、積極的な情報発信を行います。
- ・学校や地域、市民、市民団体、事業者などが実施した、環境に配慮した行動や環境活動についてとりまとめ、各主体での情報共有をします。

11 「みどり」「水」「廃棄物」「大気」「エネルギー」「食」の6つの分野で構成され、浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム

12 倫理的消費。フェアトレードや地産地消など、貧困や人権など人や社会、地球環境に配慮した商品やサービスを選択、購入すること

13 ESD (Education for Sustainable Development) (持続可能な開発のための教育)：現代社会の課題を自らの問題として捉え、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造することを目指す学習や活動のこと

## 4.4 環境指標

第2次計画で掲げられた5つの基本方針ごとに設定された環境指標を基本とし、これまでの進捗状況を踏まえて、2024（令和6）年度の目標年度までに重点的に取り組むべき指標を示します。

図表 4.4 環境指標

測定項目	計画当初 2013(平成25)年度	現状 2018(平成30)年度	目標値 2024(令和6)年度
<b>【基本方針1】 健康で安全な生活環境を保全する都市</b>			
佐鳴湖のCOD(化学的酸素要求量) ※5ヶ年移動平均値	7.6mg/L	7.8mg/L	8mg/L以下
<b>【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市</b>			
1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ※本市人口により1日当たりの一般廃棄物排出量を算出	898g	879g	851g
<b>【基本方針3】 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市</b>			
市域の温室効果ガス排出量の削減目標	基準年度排出量 5,795千t-CO <sub>2</sub>	[2016(平成28)年度] 基準年度比 15%削減	基準年度比 19%削減
<b>【基本方針4】 多様な環境と人々のくらしが共存する都市</b>			
緑地保全面積 ※主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地の面積	1,374ha	1,374ha	[2029(令和11)年度] 3,931ha
<b>【基本方針5】 環境活動を実践する人が育つ都市</b>			
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民アンケートによる、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合	[2014(平成26)年度] 55%	47%	67%

(【基本方針1】補足)

佐鳴湖の水質は、COD11mg/L台から現在では8mg/L程度に改善しています。長期目標である環境基準(5.0mg/L)の達成に向け、短期的には8mg/L以下を目標とします。



## 第5章 計画の推進及び進捗管理

### 5.1 計画の推進の基本的な考え方

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、環境部局だけではなく、庁内の各部局との連携を深め、各部局において、環境の将来像を念頭に置いた施策の展開を図ることが重要です。

また、計画の推進には、市民や事業者などの積極的な参加が不可欠であるため、各主体と環境の将来像を共有し、本市が実施する施策への連携を進めるなど、市民、事業者、市が一体となって取り組んでいくことが必要です。

### 5.2 主体別行動指針

#### 5.2.1 市の行動指針

- ・環境の保全及び創造に関する情報を収集・整備し、積極的に市民や事業者に周知・提供することで、本市が実施する施策への参加・協力を呼びかけます。
- ・市として、市民や事業者の模範となるように、法規制を遵守し、環境への負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ・環境行政の取り組みについて、積極的に国内外に情報発信を行うことで、市民・市民団体・事業者に対して環境配慮への取り組みのきっかけづくりをするとともに、各主体の連携を活性化させ環境活動を実践する行動へと導きます。

#### 5.2.2 市民の行動指針

- ・本市全体の環境の保全及び創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのか、常に主体性を持って考え、具体的な行動を起こします。
- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加・協力します。

#### 5.2.3 事業者の行動指針

- ・事業活動において、法規制を遵守し、公害防止、廃棄物の適正処理、省資源、グリーン購入、自然環境の保全、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを推進し、環境負荷軽減に取り組みます。
- ・環境配慮経営を行うことによって、持続可能な消費と生産を促進し、企業の成長とと

もに、循環型都市の発展に貢献します。

- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

### 5.3 計画の進捗管理の基本的な考え方

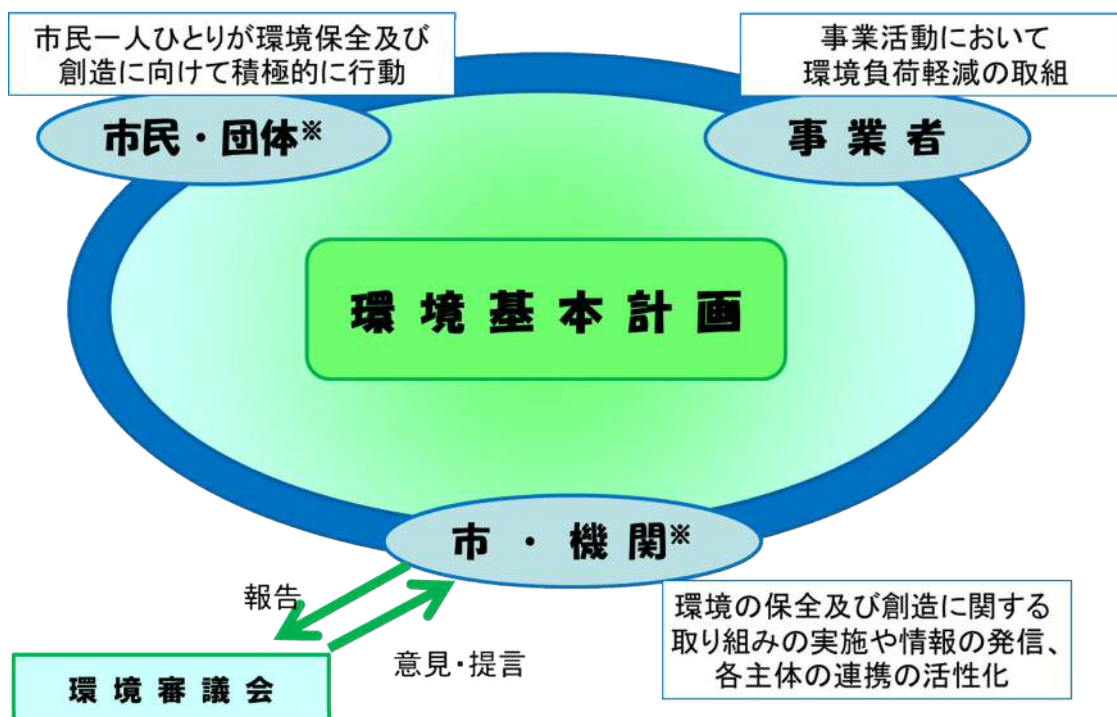
本計画の進捗状況は、環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進に当たっての意見や提言をいただきます。

また、市ホームページに進捗状況を公表し、市民への周知を行います。

### 5.4 計画の推進及び進捗管理の体制

本計画の推進体制については、市・市民・事業者・環境関連団体・機関が参加し、PDCAサイクル<sup>14</sup>による継続的な改善と推進を図ります。

図表 5.4 環境基本計画の推進体制



※団体：NPO 法人などの環境関連団体

機関：国、県、関係市町村、各種研究機関

<sup>14</sup> Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Act (改善) を繰り返すことにより、継続的に経営改善を行っていく手法

## ●環境配慮指針

浜松市環境基本条例第9条第2項第2号に規定する、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、環境と調和のとれた開発を目指すために、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。

### 環境配慮の基本的な考え方

#### 1 対象とする環境要素

開発事業を実施する際に考慮すべき環境要素を図表に示します。

図表 対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壌環境（土壌汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

#### 2 環境保全措置

適切な環境配慮を行うためには、開発事業の種類や事業の進捗状況、開発事業地の特性を考慮し、環境配慮の方法※を検討することが重要です。

これらのことを踏まえ、開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合には、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、次に「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

#### 3 対象とする開発事業

公共事業、民間事業の区別に関わらず、事業の種類ごとに一定規模以上の開発事業※を対象とします。

※具体的な環境配慮事項の考え方、対象とする事業の基準等、環境配慮指針の詳細については「浜松市環境配慮指針手引書（2015（平成27）年3月）」に記します。

— 付属資料 —

## 付属資料

### 施策の方向性（一覧）

達成すべき目標 (SDGs)	基本方針	施策の方向性		関連 部局
 2 飢餓を ゼロに	4 多様な環境と人々のくらしが 共存する都市	森林・農地・緑地の保全	農地の保全	産業
 3 すべての人に 健康と福祉を	1 健康で安全な生活環境を保 全する都市	大気汚染対策	工場・事業場におけるばい煙など排 出削減対策	環境
		土壌・地下水汚染の防止	工場・事業場などの敷地土壌の汚染 防止	環境
			工場・事業場に対する指導	環境
	有害化学物質等対策	特定化学物質の環境への排出量の 把握及び管理の改善	環境	
	4 多様な環境と人々のくらしが 共存する都市	森林・農地・緑地の保全	農地の保全	産業
 4 質の高い教育を みんなに	2 資源を有効に活用する循環 型都市	一般廃棄物の減量とリサイクル の推進	意識啓発と環境教育の推進	環境
	5 環境活動を実践する人が育 つ都市	学校・地域・社会など幅広い場 における環境教育	学校などにおける環境教育	環境
			学校などの教職員に対する環境教育 の理解促進	環境
			社会など幅広い場における環境教育 の推進	環境 都整
			環境教育を担う人材の育成と積極的 な活用	環境
			環境学習プログラム(エススイッチプロ グラム)の充実	環境
			環境教育の更なる普及・促進に向け た調査研究	環境
	職場における環境活動、環境保 全の意欲の増進及び環境教育 並びに協働取り組み	事業者への支援	環境	
		環境に関する研修などの充実	環境	
	環境教育の場の整備や充実	環境 都整		
	環境情報の積極的な発信	環境		
国際的な視点での取り組み	環境			
 6 安全な水とトイレ を世界中に	1 健康で安全な生活環境を保 全する都市	水質保全対策	川や湖を守る条例の運用	環境
			生活用水の安定供給	上下水
			生活排水による水環境への負荷低減	上下水
			工場・事業場における排水対策	環境
			市民や各種団体との連携による活動 の推進	環境
			水質汚濁状況の的確な監視	環境

達成すべき目標 (SDGs)	基本方針	施策の方向性		関連 部局
<b>6</b> 安全な水とトイレ を世界中に 		騒音・振動・悪臭対策	悪臭対策の推進	環境
		土壌・地下水汚染の防止	地下水の水質調査と浄化対策の徹底	環境
			地下水のかん養	環境
	4 多様な環境と人々のくらしが 共存する都市	河川・湖沼・海岸の保全	水辺の環境保全	環境
			生活排水対策	上下水
			工場・事業場における排水対策	環境
5 環境活動を実践する人が育 つ都市	国際的な視点での取り組み		企画	
<b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	2 資源を有効に活用する循環 型都市	バイオマスの活用	バイオマスのエネルギー利用	環境 産業
		本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進		産業
	3 気候変動に適応しエネルギー を効率的に利用する都市	再生可能エネルギーなどの導入	地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	産業
			市の率先行動	危機 環境 産業
		地球温暖化対策の計画的な推進	省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	産業
市民・事業者への意識啓発	産業			
<b>8</b> 働きがいも 経済成長も 	1 健康で安全な生活環境を保 全する都市	大気汚染対策	自動車排出ガス対策	産業
	2 資源を有効に活用する循環 型都市	バイオマスの活用	バイオマスの確保	産業
			バイオマスのマテリアル利用	環境 産業
		本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進		産業
	3 気候変動に適応しエネルギー を効率的に利用する都市	地球温暖化対策の計画的な推進	交通部門における省エネルギーの推進	産業
		CO <sub>2</sub> 吸収源の確保	FSC森林認証の拡大と事業者のCSR活動	産業
			地域材を使用した木材受託の普及	環境 産業
	4 多様な環境と人々のくらしが 共存する都市	森林・農地・緑地の保全	森林の保全	産業
地域資源の持続可能な活用による産業の振興		産業		
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	1 健康で安全な生活環境を保 全する都市	水質保全対策	市民や各種団体との連携による活動の推進	環境
		騒音・振動・悪臭対策	自動車騒音・振動対策の推進	環境
		土壌・地下水汚染の防止	環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	産業
	3 気候変動に適応しエネルギー を効率的に利用する都市	環境・エネルギー産業の創造		産業

達成すべき目標 (SDGs)	基本方針	施策の方向性		関連 部局	
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	森林・農地・緑地の保全	森林の保全	産業	
			農地の保全	産業	
		地域資源の持続可能な活用による産業の振興	産業		
 10 人や国の不平等をなくそう	5 環境活動を実践する人が育つ都市	環境情報の積極的な発信		環境	
 11 住み続けられるまちづくりを	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	大気汚染対策	自動車排出ガス対策	都整 土木	
			大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供	環境	
			アスベストの大気環境への排出防止	環境	
		水質保全対策	し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立	環境	
			音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	感覚公害に対する指導、啓発活動	環境
		浜松市音・かおり・光資源の保全		環境	
		騒音・振動・悪臭対策	自動車騒音・振動対策の推進	都整 土木	
			工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進	環境	
			航空機騒音対策の推進	市民	
			悪臭対策の推進	環境	
			騒音・振動の的確な監視	環境	
		有害化学物質等対策	工場・事業場の監視と指導	環境	
			PCB、アスベスト廃棄物の適正処理	環境	
			野焼きの防止	環境	
			有害大気汚染物質の監視	環境	
	市民マナー条例の運用		環境		
	2 資源を有効に活用する循環型都市	一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備		環境
			産業廃棄物対策	産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	環境
		排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化		環境	
		産業廃棄物処理施設の設置	環境		
	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	地球温暖化対策の計画的な推進	省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進		都整
交通部門における省エネルギーの推進			都整 土木		
環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約		都整			
徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成		都整 土木			

達成すべき目標 (SDGs)	基本方針	施策の方向性		関連 部局
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	水やみどりに親しむ空間の創出	親しみやすい水辺づくり	土木
			身近なみどりの創出	都整
			自然とふれあう場と機会の確保	産業
	5 環境活動を実践する人が育つ都市	国際的な視点での取り組み		企画
	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	2 資源を有効に活用する循環型都市	一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	ごみの減量と資源化の推進
意識啓発と環境教育の推進				環境
安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備				環境
市の率先行動				環境
本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進		環境		
産業廃棄物対策		産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	排出事業者における処理責任の徹底	環境
			バイオマスの活用	バイオマスの確保
4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市		水やみどりに親しむ空間の創出	自然とふれあう場と機会の確保	産業 都整
5 環境活動を実践する人が育つ都市		市民や事業者の行動変革の促進		危機 市民 環境
<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 		1 健康で安全な生活環境を保全する都市	大気汚染対策	自動車排出ガス対策
	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	地球温暖化対策の計画的な推進	地球温暖化対策推進のための計画の策定	環境
			省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	環境
			交通部門における省エネルギーの推進	環境
			市民・事業者への意識啓発	環境
			市の率先行動	環境
	気候変動に対する適応		環境	
	エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化		産業	
	5 環境活動を実践する人が育つ都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	社会など幅広い場における環境教育の推進	環境
			職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	環境に関する研修などの充実
環境教育の場の整備や充実		環境		
市民や事業者の行動変革の促進		環境		



達成すべき目標 (SDGs)	基本方針	施策の方向性		関連 部局	
<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう 	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	水質保全対策	川や湖を守る条例の運用	環境	
			市民や各種団体との連携による活動の推進	環境 土木	
		有害化学物質等対策	農薬類の適正な使用	環境	
	2 資源を有効に活用する循環型都市	海洋プラスチックごみ対策		環境	
<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう 	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	土壌・地下水汚染の防止	環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	産業	
	2 資源を有効に活用する循環型都市	バイオマスの活用	バイオマスのマテリアル利用	産業	
	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	生物多様性の保全	貴重な動植物の保護		環境
			動植物の適正な管理・防除		環境 産業
			開発事業の実施に伴う環境配慮		環境
			生物多様性の普及啓発		環境
	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	森林・農地・緑地の保全	森林の保全		産業
			農地の保全		都整
			緑地の保全		都整
	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	河川・湖沼・海岸の保全	水辺の環境保全		環境
		水やみどりに親しむ空間の創出	身近なみどりの創出		都整
自然とふれあう場と機会の確保				産業	
		自然景観の保全と創造		都整	
5 環境活動を実践する人が育つ都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	環境学習プログラム(ESスイッチプログラム)の充実		産業	
<b>17</b> パートナリシップで 目標を達成しよう 	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	水質保全対策	市民や各種団体との連携による活動の推進	環境	
	2 資源を有効に活用する循環型都市	産業廃棄物対策	排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化	環境	
	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	河川・湖沼・海岸の保全	水辺の環境保全	環境	
	5 環境活動を実践する人が育つ都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	各主体との連携		環境
		多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進			環境 都整
		職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	事業者への支援		環境
		環境情報の積極的な発信			環境
		国際的な視点での取り組み			企画
市民や事業者の行動変革の促進			環境		
高齢世代が参画・活躍する場づくり			環境		

浜松市環境基本計画改定 関連部局（一覧）

部局	部局略称	関連課
危機管理監	危機	危機管理課
企画調整部	企画	国際課
市民部	市民	市民生活課 市民協働・地域政策課 創造都市・文化振興課
健康福祉部	健福	健康増進課
環境部	環境	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課 廃棄物処理課 産業廃棄物対策課
産業部	産業	産業振興課 エネルギー政策課 観光・シティプロモーション課 農業水産課 農業振興課 農地整備課 農地利用課 林業振興課
都市整備部	都整	都市計画課 土地政策課 交通政策課 住宅課 緑政課 動物園 公園課
土木部	土木	道路企画課 道路保全課 河川課
上下水道部	上下水	上下水道総務課 お客さまサービス課 水道工事課 下水道工事課 浄水課
教育委員会	教委	教育総務課

## ごみ減量推進部会の設置について

### 1 設置の趣旨

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき、「浜松市一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）」を策定している。現在の計画は平成26年3月に定めたものであり、見直しをする時期を迎えている。

また、一廃計画の上位計画である「浜松市環境基本計画」が令和2年4月に改定されることから、その改定を踏まえ、来年度から2年間で一廃計画の見直しを行うために「ごみ減量推進部会」を設置するものである。

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### 2 設置期間

令和2年4月1日～（予定）

### 3 審議事項（一廃計画の内容）

- 1 ごみ処理等の現状
- 2 ごみ処理計画の検証
- 3 基本方針等
- 4 施策の展開と具体的行動

### 4 委員構成

- ・一廃計画の審議には、専門的な知見が必要であり、環境審議会委員の一部に審議会外部の廃棄物処理分野の専門家を専門委員として加えた構成とする。
- ・部会に属すべき審議会委員は、浜松市環境審議会規程第5条の規定により、会長が指名することとなっているため、委員の選任は会長一任とし、専門委員の選任については、今後、事務局と会長とで調整させていただきたい。



【改正案】 浜松市環境審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）（以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により別表に掲げる部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局を環境部環境政策課に置く。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日以降最初の審議会の開催日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

<u>名称</u>	<u>所掌事務</u>	<u>人数</u>	<u>庶務</u>
<u>ごみ減量推進部会</u>	<u>一般廃棄物処理基本計画の改定に関する事項</u>	<u>10人以内</u>	<u>環境部ごみ減量推進課</u>